改　正　後	改　正　前
野村信託銀行株式会社	［同上］
オリックス銀行株式会社	［同上］
［削る。］	株式会社しんきん信託銀行
農中信託銀行株式会社	［同上］
あおぞら信託銀行株式会社	［同上］
新生信託銀行株式会社	［同上］
日証金信託銀行株式会社	［同上］
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	［同上］
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	［同上］
資産管理サービス信託銀行株式会社	［同上］
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	［加える。］
株式会社新生銀行	［同上］
株式会社あおぞら銀行	［同上］
株式会社ゆうちょ銀行	［同上］
信金中央金庫	［同上］
労働金庫連合会	［同上］
信用協同組合連合会	［同上］
日本銀行	［同上］
農林中央金庫	［同上］
株式会社国際協力銀行	［同上］
株式会社商工組合中央金庫	［同上］
株式会社日本政策投資銀行	［同上］
株式会社整理回収機構	［同上］
法第二十六条第一項に規定する外国投資家による同条第二項に規定する対内直接投資等により設立された銀行	［同上］
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店	［同上］
［二・三　略］	［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から適用する。

○財務省告示第七十八号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件（平成二十年財務省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
一　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項に規定する特定事業者（同項第一号から第十五号まで、第三十号及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。次号において「特定事業者」という。）のうち次に掲げる者	一　［同上］
株式会社みずほ銀行	［同上］
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
株式会社三井住友銀行	［同上］
株式会社りそな銀行	［同上］
株式会社横浜銀行	［同上］
株式会社北陸銀行	［同上］
株式会社静岡銀行	［同上］
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	［同上］
三井住友信託銀行株式会社	［同上］
みずほ信託銀行株式会社	［同上］
野村信託銀行株式会社	［同上］
オリックス銀行株式会社	［同上］
［削る。］	株式会社しんきん信託銀行
農中信託銀行株式会社	［同上］
あおぞら信託銀行株式会社	［同上］
新生信託銀行株式会社	［同上］
日証金信託銀行株式会社	［同上］
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	［同上］
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	［同上］
資産管理サービス信託銀行株式会社	［同上］
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	［加える。］
株式会社新生銀行	［同上］
株式会社あおぞら銀行	［同上］
株式会社ゆうちょ銀行	［同上］
信金中央金庫	［同上］
労働金庫連合会	［同上］